

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例

札幌市附属機関設置条例(平成26年条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表1 市長の項札幌市エイズ対策推進協議会の目の次に次のように加える。

札幌市新型 インフルエンザ等 対策有識者会議	本市における新型インフルエンザ等の感染の予防及びまん延の防止についての審議に関すること。	10人 以内	2年
------------------------------	--	-----------	----

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市附属機関設置条例第4条第3項の規定による札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(理 由)

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議を本市の附属機関として位置付けるため、本案を提出する。